５　要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあっては様式第二十三のとおりとする。

一～十　（略）

十一　埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあっては、その旨

イ　昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ　（略）

十二　埋立地管理区域（形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のいずれかに該当すると認められるものをいう。）にあっては、その旨

イ・ロ　（略）

十三・十四　（略）

６・７　（略）

８　指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一　指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面

二　指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面

三　（略）

９・10　（略）

（掘削前調査の方法）

第五十九条の二　（略）

２～６　（略）

７　指定調査機関は、第五項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

８～10　（略）

（掘削後調査の方法）

第五十九条の三　（略）

２～６　（略）

７　指定調査機関は、第五項の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合するものとする。

８・９　（略）

５　要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあっては様式第二十三のとおりとする。

一～十　（略）

十一　埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあっては、その旨

イ　昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ　（略）

十二　埋立地管理区域（形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあっては、その旨

イ・ロ　（略）

十三・十四　（略）

６・７　（略）

８　指定解除要措置区域等に係る第一項の図面及び書類は、次のとおりとする。

一　指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面及び書類

二　指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類

三　（略）

９・10　（略）

（掘削前調査の方法）

第五十九条の二　（略）

２～６　（略）

７　指定調査機関は、前項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

８～10　（略）

（掘削後調査の方法）

第五十九条の三　（略）

２～６　（略）

７　指定調査機関は、前項の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合するものとする。

８・９　（略）